

監理技術者資格者証制度

監理技術者資格者証制度

(1) 資格者証制度の適正な運用のために

我が国の建設業は、国民総生産の2割近くに相当する建設投資を担い、全産業就業人口の1割近くを占め、基幹産業として国民経済上重要な役割を果たしています。

しかしながら一方で、産業構造の近代化、我が国社会の高齢化、建設業の国際化など早急に対応しなければならない課題を抱えています。

建設業が、建設工事の適正な施工を確保し、重要な産業として長期的な発展を図っていくためには、「技術と経営に優れた建設業者が伸びることができる公正な競争の土俵づくり」が重要です。この趣旨から、平成6年3月25日に中央建設業審議会から「新たな時代に向けた建設業法の在り方について」が建議され、これを受けて、平成6年6月29日に建設業法の一部が改正され、公布されました。

従来、指定建設業5業種（土木、建築、管、鋼構造物及び舗装工事業）に限り、国、地方公共団体、公共法人等が発注者である場合の工事において、工事現場に専任で置かなければならない監理技術者は、「指定建設業監理技術者資格者証」の交付を受けた人でなければなりませんでした。この度の改正により、この資格者証制度は、

- ①指定建設業（平成7年6月29日から電気及び造園工事業の2業種が追加指定され7業種になる）に限らず全ての特定建設業に適用されることになり、
- ②資格者証の名称も「指定建設業監理技術者資格者証」から「監理技術者資格者証」（以下「資格者証」という）に改められました。このため、
- ③資格者証を全て28業種の建設業について公布するとともに、指定建設業以外の業種については、指定建設業における従来の一定の国家資格試験合格者などに加えて、一定の実務経験を有する者も資格者証の交付申請ができることになりました。さらに、
- ④資格者証の交付申請（新たな資格の追加、有効期間の更新を含む）をする場合には、交付申請前1年以内の監理技術者講習の受講が義務づけられることになりました。

(2) 公共工事では監理技術者は資格者証が必要

工事現場に専任で置かなければならない監理技術者のうち、国や地方公共団体、公共法人などが発注者である場合の工事の監理技術者は、資格者証の交付を受けた人でなければなりません。

資格者証の交付が開始されるのは、平成7年6月29日からですが、これまで既に交付されている「指定建設業監理技術者資格者証」でも構いません（ただし有効期限まで）。

イ. 指定建設業とは

建設業法により、建設業は28業種に分類されていますが、そのうち土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業の7業種が指定建設業に指定されています。

(注) 電気工事業及び造園工事業は平成7年6月29日から指定建設業に追加

ロ. 監理技術者とは

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、定められた資格や経験を有する、工事の施工上の監理をつかさどる技術者を置かなければなりません。

その技術者を「主任技術者」といいますが、発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円（建築一式工事の場合は、6,000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合には、主任技術者に代え「監理技術者」を置かなければなりません。監理技術者は、直接具体的な工事に関連する主任技術者とは異なり、下請業者を適切に指導、監督するという総合的な役割を担っており、主任技術者と比べてより高度な資格や経験が求められています。

ハ. 専任の技術者が必要な工事とは

公共性のある工事、工事1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上のものについて

は、工事の安全かつ適正な施工を確保するために工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者が必要とされています。

a. 公共性のある工事とは

- ① 国、地方公共団体の発注する工事
- ② 鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共的工作物の工事
- ③ 学校、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事等をいい、個人住宅等を除いてほとんどの工事が対象になります。

b. 専任とは

「他の工事の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと」を意味し、常時継続的に工事現場に置かれていることが必要です。

(3) 監理技術者は、公共工事の現場では、資格者証を携帯します。

国、地方公共団体、公共法人等が発注者である工作物に関する建設工事については、監理技術者は資格者証の交付を受けた者でなければなりません。また、監理技術者は、工事現場では、常に資格者証を携帯し、発注者から請求があった場合は掲示しなければなりません。

なお、新たに指定建設業に追加された電気工事業及び造園工事業並びに指定建設業以外の業種に資格者証の携帯・掲示が義務づけられるのは、平成8年6月29日からです。

イ. 技術者を専任で配置すべき期間は？

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者については、契約工期を基本に考えます。

ロ. 雇用関係？

専任の主任技術者及び監理技術者は、当該企業と直接的かつ恒常的雇用関係にある必要があります。これは、入札参加を申し込んだ日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを言います。

ハ. 工事の途中で、下請契約の合計額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）になった場合は？

下請契約の予定額、工事の内容等から、当初、主任技術者を設置した場合でも、工事内容が変更する等の理由により、下請契約の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置く必要があります。

ニ. 工期の途中で、監理技術者の交代が認められるか？

認められる場合は、監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の場合のほか、次に掲げる措置を行うこと。

- ① 工事の継続性、品質確保等に支障を生じない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにすること。
- ② 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること。
- ③ 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。

また、上記のほかにも認められる場合として

- a. 受注者の責によらない場合により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合
- b. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- c. 一つの契約工期が多年に及ぶ場合